平成２４年（フ）第２９１号
岡山県浅口市鴨方町六条院中3983番地１
債務者　川崎　道雄
１　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４３０号
埼玉県深谷市宿根1478番地４
債務者　デアリトミ　セシこと　アルバロ　サルダナ　セシ　マリベル
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８２号
三重県度会郡大紀町大内山3954番地
債務者　福山　幸弘
１　決定年月日時　平成24年12月18日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第８６号
北海道北見市北進町２丁目５番30号　コーポアルザス101号
債務者　田中起久雄
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第４５４号
茨城県東茨城郡茨城町大字飯沼419番地
債務者　海老澤　守
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４５５号
茨城県水戸市河和田町133番地　県営桜川西アパート１棟４Ｆ５号
債務者　熊谷けい子（旧姓村岡）
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４６０号
茨城県水戸市東前町825番地の７
債務者　有田　ミイ
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１９９号
群馬県館林市松沼町３番１号　松沼町第２住宅―703
債務者　親田メリー
１　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３１７号
群馬県高崎市矢中町1014番地１
債務者　白川　晋爾
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３１８号
群馬県高崎市東貝沢町３丁目24番地２　ヴィラハコダＡ101号
債務者　安部　泰範
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６６７号
埼玉県春日部市小渕834番地８
債務者　押田　由寛
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
岐阜県中津川市千旦林1386番地の１
債務者　西尾　泰昭
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１３４号
岐阜県中津川市手賀野360番地の２　リバーサイド中津川Ｃ棟２Ｆ201号室
債務者　小田切正男
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第４８４号
愛知県岡崎市橋目町字牛転１番地２　リバーハイツ６―202
債務者　日下　晴夫
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１４号
愛知県刈谷市東境町住吉164番地７
債務者　川畑友梨花
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５３３号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字下赤田11番地の６
債務者　唐津富時子
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
松江市法吉町867番地15　パステル867・103号室、前住所島根県仁多郡奥出雲町亀嵩1368番地１　公社亀嵩団地３―312
債務者　小﨑　一人
１　決定年月日時　平成24年12月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
松江地方裁判所民事部